



# 2023～24 年度確定申告のための重要な情報

以下の重要な情報は、2023～24 年の確定申告の提出をより簡単にするために役立ちます。

## 提出する最適なタイミング

雇用主、銀行、その他の機関は Australian Taxation Office(オーストラリア税務局、ATO) に情報を報告します。確定申告を 7 月下旬までお待ちになると、ATO が本情報を事前に記入してくれます。これにより、確定申告の提出がより迅速、簡単、正確になります。事前入力を待たずに提出される方は、すべての収入が含まれていなかったため、申告がシステムに保留され、申告の修正が必要になる場合があります。

## 確定申告に含める必要がある所得

会計年度中に受け取ったすべての収入を含める必要があります。それは、正規雇用、パートタイム、臨時雇用または不規則な仕事、自営業からの収入または現金収入など、すべての仕事から得た収入を意味します。また、次のような他の方法で得た収入も含める必要があります。

- オンライン活動
- シェアリングエコノミー（共有経済）
- クラウドファンディング
- 個人サービス所得
- 外国からの所得および海外投資
- 銀行口座からの利息
- 賃貸物件
- 株式市場配当金
- 政府からの支払い
- 現金（場合によっては現金の代わりに受け取った商品やサービス）
- パートナーシップ、信託からの収入および世帯・夫婦単位などで受ける給付金

## 事前記入された内容および収入明細書

確定申告をする前に、収入明細書が「納税準備完了」と表示され、その情報が事前に入力されるのを待つ方が簡単です。自分の情報が事前に入力されるのを待たない方は、多くの場合、申告書がシステムに保留され、すべての収入が含まれていなかったため、申告書を修正する必要があるかもしれません。

情報によっては、他の情報に比べて事前入力に時間がかかる場合があります。提出する前に申告すべきものが含まれていて、正しいかどうか確認してください。

すべての情報が事前入力される前に納税申告書を提出する場合、申告書に事前入力されていない PAYGW、TFN 源泉徴収、フランキングクレジット(見なし配当額計算用調整金)の請求を立証する記録が必要です。提出される前に、この金額が雇用主または第三者によって源泉徴収されていることを確認する必要があります。

## 政府からの給付金

政府からの支払い（Centrelink からなど）を受け取った場合は、確定申告に含める必要がある場合があります。次の情報を参照して、何を必要とするのか確認してください。

### Natural Disaster Assistance Payments (自然災害支援給付金)

自然災害によって経済的困窮に遭った場合、次から救済金が支払われている場合があります。

- 地方自治体、州または連邦政府機関
- 慈善団体やコミュニティグループ
- あなたの雇用者。

### Australian Government Disaster Recovery Payment(オーストラリア政府災害復旧給付金)

自然災害の影響を直接受けた結果として収入を失った場合、Services Australia から Australian Government Disaster Recovery Payment (オーストラリア政府災害復旧給付金、AGDRP)または短期 Disaster Recovery Allowance(災害復旧手当、DRA)を受けている可能性があります。

AGDRP 給付金は非課税所得です。つまり、課税対象ではなく、確定申告に含める必要はありません。

ただし、それ以前の所得年度から[損失](#)(英語表示)を繰り越している場合は、非課税所得によってその金額を減らす必要があります。

### Disaster Recovery Allowance(災害復旧手当)

Disaster Recovery Allowance は、一般的に課税対象となる給付金です。つまり、受け取った金額に対して税金を支払い、確定申告に手書きで入力する必要があります。

しかし、政府は、特定の Disaster Recovery Allowance を課税対象外にしたり、課税対象でありながら評価対象外の給付金にすることができます。2019~20 年の山火事災害支援手当および非現金給付金がその一例です。

Disaster Recovery Allowance の支払いは、Centrelink の支払い概要には**表示されず**、確定申告に**事前入力されません**。以下において、受け取った金額を確認する必要があります。

- Centrelink オンラインアカウントの **Payment History**(支払い履歴)セクション
- オンラインまたは郵送で受け取った Centrelink の手紙
- Services Australia に連絡する

確定申告時に、次のいずれかで受け取った Disaster Recovery Allowance を入力します。

- myTax を使用してオンラインで提出する場合は **Australian Government allowances and payments(オーストラリア政府の手当と給付金)**
- ハードコピーで提出する場合は **Question 5 Australian Government allowances and payments(質問 5 オーストラリア政府の手当と給付金)**

**免責事項:** この情報はあくまでも一般的な要約であり、2024 年 3 月 26 日現在のものです。

この資料を自由にコピー、適応、変更、送信、および配布することができます(ただし、ATO または Commonwealth(連邦政府)がお客様またはお客様のサービスまたは製品を推奨していることを示唆するものではありません)。

- あなたが公認税理士の場合、**Questions 5A Australian Government allowance and payments(質問 5A オーストラリア政府の手当と給付金)**

## Disaster Recovery Allowance Top-Up(災害復旧手当追加金)

Disaster Recovery Allowance Top-Up、New Zealand Disaster Recovery Allowance、New Zealand Disaster Recovery Allowance Top-Up は、課税対象となる支払いです。つまり、これらの金額に対して税金を支払うことになります。これらの金額を手書きで確定申告に含める必要があります。

これらの支払いは、Centrelink の支払い概要には表示されず、確定申告に事前入力されません。以下において、受け取った金額を確認することができます。

- Centrelink オンラインアカウントの **Payment History(支払い履歴)** セクション
- オンラインまたは郵送で受け取った Centrelink の手紙
- Services Australia に連絡する

確定申告を記入する際に、これらの支払いを次のいずれかに入力します。

- myTax を使用してオンラインで提出する場合は **Australian Government special payments(オーストラリア政府特別手当)**
- ハードコピーで提出する場合、**Question 24 Other income(質問 24 その他の収入)**
- 公認税理士の場合、**Question 24V(質問 24V)** または **Australian government benefit taxable amount (オーストラリア政府給付金課税額) (INCDTLS128)** フィールドの **Income Details Schedule (所得詳細付属明細書)** を加算し、**Australian government benefit type(オーストラリア政府給付タイプ) (INCDTLS126)** フィールドを **Special (特別)** に設定します。

## 申告できる控除

仕事に関する一部の費用の控除を申告できる場合があります。特に仕事の段取りが変わった場合は、仕事関連の経費を必ず見直しましょう。昨年請求した金額以外も確認しましょう。控除を請求するには、その支出を行い、その費用が返済されてはなりません。収入を得ることに直接関係している必要があります、それを証明する領収書のような記録が必要です。銀行取引明細書(単独)では、通常、仕事関連の費用の控除を請求するのに十分な証拠ではありません。

### 在宅勤務の控除

[在宅勤務](#) (英語表示) 控除には、[定率法](#) (英語表示) と [実費法](#) (英語表示) の 2 つの方法があります。

定率法では、在宅勤務 1 時間ごとに 67 セントを請求でき、以下の追加運営経費をカバーします。

- データおよびインターネット
- 携帯電話と自宅の電話の使用
- 電気・ガス
- 文房具
- コンピュータの消耗品(プリンターのインクなど)。

確定申告でこれらの項目を別々に請求することはできません。

定率法で控除を請求するには、次のような記録が必要です。

- 2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日までの間に在宅勤務を行った合計時間、および
- 発生した 1 時間あたりの料金 (電話、電気、インターネット料金など) でカバーされる追加運営経費ごとの記録。

**免責事項:** この情報はあくまでも一般的な要約であり、2024 年 3 月 26 日現在のものです。

この資料を自由にコピー、適応、変更、送信、および配布することができます(ただし、ATO または Commonwealth(連邦政府) がお客様またはお客様のサービスまたは製品を推奨していることを示唆するものであってはなりません)。

実費法を使うには、実際にかかったすべての費用について、自宅で働いた時間を記録し、その費用のうち仕事に関連する部分をどのように計算したかを示す記録が必要です。

## 車の運転 1 キロメートル当たりの計算方法の変更

仕事関連の車の費用の控除を請求する資格がある場合、2023~24年の所得年度では、1キロメートル当たり 85 セントに増加しました。自動車 1 台当たり年間最大 5,000 キロメートルまで、仕事に関する申告を行うことができます。

1 キロメートルあたりの経費には全ての費用、つまり登録、保険、修理、メンテナンス、燃料、車両の価値の低下など、対象となる車の費用がすべてカバーされます。確定申告でこれらの費用を別に請求することはできません。自動車を所有またはリースしたことを示す記録と、年間を通じて仕事に関連するすべてのキロ数をどのように記録していたかを示す記録が必要です。

## 詳細情報

その他の言語で示されている、納税時の資料については、[ato.gov.au/TaxTimeResources](https://ato.gov.au/TaxTimeResources)（英語表示）をご覧ください。

## Tax Help(税務ヘルプ)プログラム

年間 60,000 ドル以下の所得で、納税申告書の提出支援が必要な場合は、トレーニングを受けた Tax Help(税務ヘルプ)ボランティアが無料で納税申告書の提出をお手伝いします。

Tax Help プログラムの詳細、対象、アポの予約方法については、[www.ato.gov.au/taxhelp](https://www.ato.gov.au/taxhelp)（英語表示）をご覧ください。

Tax Help を受ける資格がない場合、National Tax Clinic(国税クリニック)プログラム（税金に関する専門的なアドバイスを受けたり、代理を務めてもらう余裕がない可能性のある人々を支援するために政府が資金提供するイニシアチブ）を利用できる場合があります。

Tax Clinics の詳細は、[ato.gov.au/taxclinic](https://ato.gov.au/taxclinic)(英語表示)をご覧ください。

**免責事項：**この情報はあくまでも一般的な要約であり、2024 年 3 月 26 日現在のものです。

この資料を自由にコピー、適応、変更、送信、および配布することができます(ただし、ATO または Commonwealth(連邦政府) がお客様またはお客様のサービスまたは製品を推奨していることを示唆するものであってはなりません)。